

## 特殊肥料生産業者（輸入業者）届出に必要な書類

- 1 「様式第 12 号 特殊肥料生産業者（輸入業者）届出書」 2 部
- 2 現在事項証明書（法人の場合）又は住民票（個人又は任意団体等の代表者の場合）
  - ※ 法人の場合、登記事項の「法人の目的」に肥料の生産・販売業務に関する事項がないと、原則として届出書の受理はできません。
  - ※ 届出住所と生産（輸入）場所、保管場所の所在地が異なり、現在事項証明書又は住民票で所在地を確認できない場合は、それぞれの場所を証明する書類（固定資産税の明細書の写し等）を添付してください。
- 3 肥料成分分析結果（写し）
  - (1) 「堆肥」、「動物の排せつ物」の場合
    - 窒素全量、りん酸全量、加里全量、炭素／窒素比
    - 銅全量（豚ふんを原料にする場合）
    - 亜鉛全量（豚ふん、鶏ふんを原料にする場合）
    - 石灰全量（石灰を原料にする場合）
    - 水分含有量（上記含有量を乾物当たりで表示する場合）
    - その他、原料に含まれ得るその他の成分（任意表示）
  - (2) (1) 以外の特殊肥料の場合
    - 原料に含まれ得る主要な成分
  - (3) 混合特殊肥料（堆肥又は動物の排せつ物を原料に含む場合）の場合
    - 堆肥、動物の排せつ物を原料とする場合は、表示されている成分（炭素／窒素比を除く。）
    - その他、原料肥料に含まれ得るその他の成分（任意表示）
  - (4) (3) 以外の混合特殊肥料
    - 原料肥料に含まれ得る主要な成分
  - ※ 分析手法は、肥料等試験法（独立行政法人農林水産省消費安全技術センター法）で行ってください。
- 4 生産工程の概要（造粒、成形及び圧ぺんする場合は、その加工法も記入）
  - ※ 概要はフロー図で示してください。
  - ※ 年間の原材料使用量や肥料生産予定量なども記入ください。
- 5 原材料の入手先・入手経路（輸入業者の場合は肥料の入手先、入手経路を記入）
  - ※ 入手先は法人（個人）名及び住所を記してください。
  - ※ 特殊な腐熟促進材を使用する場合は、効果が確認できる資料を添付してください。
- 6 生産する事業場及び保管する施設の位置図
  - ※ 市販の地図等をコピーしたものに書き込む形式で構いません。
  - ※ 職員が立入検査を実施する際に必要になるものですので、公共施設からの位置がわかる地図をご用意ください。

## 7 輸入する場所（港）の所在地

## 8 その他資料

- (1) 生産施設を賃借して生産する場合
  - 生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書
  - 賃貸借契約書の写し
  - 賃借する工場の見取り図
- (2) 委託により生産する場合
  - 委託による肥料の生産に関する届出書
  - 委託生産契約書の写し
  - 委託生産する工場の見取り図
- (3) 肉骨粉等を原料とする場合  
「蒸製骨」、「肉かす」、「骨炭粉末」、「骨灰」、「にかわかす」、「堆肥」の6種類について、牛の部位を原料とする場合にあっては、牛のせき柱等が混合していないことを確認できる資料を添付する。
  - 製造基準適合確認書又は肥料原料供給管理票【農林水産大臣の確認】
  - 輸出国証明書（輸入の場合）

## 9 その他

返信用封筒及び切手

※ 受理通知および届出書の副本などA4用紙3枚程度を返信します。

- ※ 生産を開始する1週間前までに届け出てください。
- ※ 相談は、随時、受け付けておりますので、電話・メール等でお問い合わせください。
- ※ 届出書類ができあがりましたら、確認のため、事前にメール又はFAXにて送付してください。

特殊肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出  
に必要な書類

- 1 「様式第 13 号 特殊肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出書」 2 部
  - 2 履歴事項証明書（法人の場合）又は住民票（個人又は任意団体等の代表者の場合）等  
【住所・会社名・代表者氏名・生産事業場・保管場所等の変更の場合】
    - ※ 法人の場合、登記事項の「法人の目的」に肥料の生産・販売業務に関する事項がないと、原則として届出書の受理はできません。
    - ※ 個人又は任意団体等の代表者の場合、届出者が変更になると新たな生産業者届出が必要です。また、現在の届出は廃止となります。
    - ※ 届出住所と生産事業場（輸入場所）、保管場所の所在地が異なり、履歴事項証明書又は住民票で所在地を確認できない場合は、それぞれの場所を証明する書類（固定資産税の明細書の写し等）を添付してください。
  - 3 生産する事業場の位置図  
【生産事業場の変更の場合】
    - ※ 市販の地図等をコピーしたものに書き込む形式で構いません。
    - ※ 職員が立入検査を実施する際に必要になるものですので、公共施設からの位置がわかる地図をご用意ください。
    - ※ 生産工程が変更される場合は、ご相談ください。
  - 4 保管する施設の位置図  
【保管する施設の変更・追加の場合】
    - ※ 市販の地図等をコピーしたものに書き込む形式で構いません。
  - 5 輸入する場所（港）の所在地
  - 6 その他  
返信用封筒及び切手
    - ※ 受理通知および届出書の副本など A 4 用紙 2 枚程度を返信します。
- ※ 2～5については、変更の内容により必要なもののみ添付してください。  
※ 生産工程や原材料等を変更する際には、事前に相談してください。  
※ 変更後 2 週間以内に届け出てください。

## 特殊肥料生産（輸入）事業廃止届出に必要な書類

- 1 「様式第 14 号 特殊肥料生産（輸入）事業廃止届出書」 2 部
- 2 返信用封筒及び切手  
※ 受理通知および届出書の副本など A 4 用紙 2 枚程度を返信します。

※ 事業廃止後 2 週間以内に届け出てください。